

『C G L NEWS』は、ロジスティクス環境会議の委員会メンバーの方々を対象に、毎月1回のペースで、環境会議の各委員会における活動状況と行政動向に関する情報提供を発信しております。

なお、お知らせすべきニュースがある場合は随時発信させていただきます。

*** 改正省エネ法 第3回荷主判断基準小委員会の報告 ***

本日9月2日（金）、経済産業省にて、第3回の小委員会が開催されました。

配布資料を添付PDFファイル（圧縮ファイル）にてお送りさせていただきますので、

ご確認いただきますよう、よろしくお願いたします。

【本日のポイント】

1. 算定方法の枠組み：資料1-1

「燃料法」「燃費法」「改良トンキロ法」の3つに集約されている。

- C G L意見書でも主張していたとおり、トンキロ法のみ限定せず、結果の精度が高く、改善効果が確認できる「燃料法」「燃費法」が加えられた。

2. 裾切り基準：資料2

対象となる荷主企業は「3,000万トンキロ」とする。

- 約2,000社程度が対象となる。

3. 輸送事業者の判断基準（案）：資料3-1

輸送事業者の判断基準が公開され、目標数値が記載されている。

- エネルギー消費原単位を輸送事業者ごとに中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする。
- 9月5日（月）に輸送事業者の判断基準が国土交通省にて審議される。
交通政策審議会交通体系分科会 環境部会

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010829.html>

4. エネルギー消費量算定範囲に関する論点整理：資料4-3

荷主の責任範囲として、所有権に着目している。

□CGLからの意見書では、

「輸送費の負担（支払い）部分までとするべき」としている。

【今後のスケジュール】参考資料3

□2005年

9月末・・・・・・・・・・第4回荷主判断基準委員会開催（予定）

9月・10月頃・・・・パブリックコメント募集

（基本方針、政令、省令、判断基準）

10月末・・・・・・・・・・省エネルギー基準部会開催（未確定）

□荷主判断基準小委員会の上部委員会

10月末・・・・・・・・基本方針、政令、省令、判断基準公布

□2006年

4月1日・・・・・・・・・・施行

4月1日～・・・・トンキロの把握

なお、議事録等が公開されましたら、追ってご連絡させていただきます。

今後共、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。